

簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続に係る手続開始の公示  
(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和7年6月10日

支出負担行為担当官

北海道開発局留萌開発建設部長 柿沼 孝治

## 1 業務概要

- (1) 業務名 留萌川 河川計画検討外業務  
(電子入札対象案件) (電子契約対象案件)
- (2) 業務内容  
本業務は、留萌川における今後の事業実施に向け、河川整備計画変更に必要な検討を行い、留萌川整備計画変更の基礎資料を作成するものである。  
主な業務内容は以下のとおりである。
  - 1) 計画準備 1式
  - 2) 留萌川変更整備計画検討 1式
  - 3) 流域委員会資料作成 1式
  - 4) 河川環境の定量目標検討 1式
  - 5) 報告書作成 1式
- (3) 履行期間 令和7年8月28日から令和8年9月30日まで
- (4) 本業務は資料の提出、入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
- (5) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。

## 2 参加資格

技術提案書の提出者は、下記に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

- 1) 単体企業
  - ア 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
  - イ 北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格の決定を受けていること。
  - ウ 北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領(昭和60年4月1日付け北開局工第1号。)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
  - エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 2) 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(説明書参照)

## 3 技術提案書の提出者を選定するための基準

- 1) 参加表明者の経験及び能力
  - 2) 配置予定の技術者の資格、経歴及び能力、手持ち業務の状況
  - 3) 当該業務の実施体制(再委託又は技術協力の予定を含む。)
- ※「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。

## 4 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 配置予定の技術者の経験及び能力  
配置予定技術者の資格、同種又は類似業務の実績、担当した業務の業務成績
- (2) 業務の実施方針、実施フロー、工程計画・その他

- 業務の理解度、実施方針の妥当性、実施手順及び工程計画の妥当性
  - (3) 評価テーマに関する技術提案  
技術提案の的確性、実現性
  - (4) 参考見積  
業務コストの妥当性
- ※「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」により認定された海外実績は、国内における実績と同様に評価する。

## 5 手続等

- (1) 担当部局  
〒077-8501 北海道留萌市寿町1丁目68番地  
北海道開発局留萌開発建設部契約課 上席専門官（入札（業務））  
電話：0164-42-2367  
メールアドレス hkd-rm-rumoi-den@gxb.mlit.go.jp
- (2) 説明書の交付期間及び交付方法  
令和7年6月10日（火）から令和7年8月26日（火）までのうち、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く毎日、9時00分から17時00分（最終日は13時00分）まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札方式により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を上記5(1)へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。
- (3) 参加表明書の提出期限、提出先及び提出方法  
令和7年6月10日（火）9時00分から令和7年6月20日（金）10時00分までに、電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、紙入札方式による場合は、紙による持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）によること。提出先は上記5(1)に同じ。
- (4) 技術提案書の提出期限、提出先及び提出方法  
令和7年7月7日（月）9時00分から令和7年7月16日（水）10時00分までに、電子入札システムにより提出を行うこと。ただし、紙入札方式による場合は、紙による持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）によること。提出先は上記5(1)に同じ。

## 6 その他

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (3) 上記2 1)イに掲げる一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない単体企業も上記5(3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出時点において、当該資格の決定を受けていなければならない。
- (4) 本業務の技術提案書に係るヒアリングは実施しない。
- (5) 詳細は説明書による。